

大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業にかかる仕様書

1 使用許可物件

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	位置
大阪府立狭山池博物館 3階 大阪府大阪狭山市池尻中2丁目	厨房 他 9.76㎡	一式	別図

2 経費の負担

- (1) 募集要項3公募条件等(3)－②に定める光熱水費及びその他必要な経費のうち、光熱水費にかかる負担内容は、次のとおりとします。

【電気使用料】

電気使用料は、喫茶コーナーの専用部分及び同コーナーの共用部分にかかる使用料とし、喫茶コーナー内にあらかじめ設置している電灯用（換気扇・コンセント等）及び動力用（電気調理器・空調機器等）の子メーターの指示値により計測した使用量に応じて積算した額の合計とします。また、電気基本料金及び従量料金単価は、大阪府と電力事業者との間で契約している電力需給契約内容に従うものとします。

【空調使用料】

空調使用料の負担はありません。

【水道使用料】

水道使用料は、喫茶コーナーの専用部分にかかる使用料とし、あらかじめ狭山池博物館内に設置している喫茶コーナー用の子メーターの指示値により計測した使用量に応じて積算した額とします。

- (2) 日常清掃、消毒等の衛生管理、厨房用グリストラップ清掃、ごみ処理等、使用物件の維持管理に付随して通常必要とする業務は、営業事業者が自ら行うか、又は専門業者との間で直接業務委託等することとし、これに要する経費及びその他喫茶コーナーの営業にかかる経費は営業事業者の負担とします。

3 使用条件等

- (1) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、狭山池博物館の開館日及び開館時間（午前10時から午後5時）内に限るものとし、営業事業者が定めることとします。ただし、休館日や開館時間外に営業を希望する場合は、事前に大阪府と協議を行い、承認を受けなければなりません。

営業事業者は、営業日及び営業時間を決定後、速やかに大阪府に報告の上、承認を受けなければなりません。なお、営業時間を変更する場合も同様です。

※休館日：月曜日（祝休日の場合は翌平日）及び年末年始（12月28日～1月4日）、メンテナンスによる臨時休館日及び悪天候、天災、感染症、社会的な影響が大きな事案の発生等により、施設管理者が狭山池博物館の運営が困難であると判断し、臨時に休館を決定した日。

- (2) 狭山池博物館出入口の施錠等

狭山池博物館の開館時間外における喫茶コーナーへの入退室は、屋外門扉及び喫茶コーナー出入口の施錠・開錠が必要です。入退室及び出入口等の施錠・開錠及び鍵の管理については、大阪府の指示に従うものとします。

- (3) 証明書の携行・提示

営業事業者は、狭山池博物館内に入出する従業者に対し、証明書を携行・提示させるものとします。

(4) 喫茶コーナーの管理

喫茶コーナーのうち、使用許可部分以外は大阪府で使用することがあり、喫茶コーナーの全ては占有できませんので、貴重品等の管理は徹底してください。

ただし、営業時間中の喫茶コーナーとしての利用は認めますので清掃等の管理は、営業事業者で行ってください。

(5) 狭山池博物館内禁煙について

施設敷地内は、終日禁煙としていますので、従業者に徹底していただくとともに、喫茶コーナー内も全面禁煙とします。また、喫茶コーナー内に利用者に対する禁煙表示を行ってください。

(6) 食材・物品類の搬入・搬出について

食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、館内の文化財に影響を与えないよう配慮し、来館者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。駐停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ大阪府の指示を受けた方法によることとします。

(7) 開館時間帯における喫茶コーナーの来館者通行について

狭山池博物館開館時間帯は、喫茶コーナー出入口及び共用部分を来館者の通行経路として設定していますので、これを妨げないよう配慮するものとします。

(8) 閉館時間帯における館内への立入禁止について

狭山池博物館閉館時間帯は、館内の大阪府が定めるエリアへの立入を禁止します。なお、従業者及び利用者への周知徹底を行うものとします。

(9) 厨房設備・備品等

厨房機器・調理器具については、運営事業者の費用負担により用意してください。ただし、運営事業者は、別紙「喫茶コーナー内貸付厨房設備一覧表」に掲載の物品を大阪府から貸与を受けて使用することができます。なお、それらの什器備品等について、機能及び状態を十分確認してください。基本的に設備は設置済みであり、配置変更はできません。鍋等の調理器具や食器類の貸与はありません。また、大阪府は別紙「喫茶コーナー内貸付厨房設備一覧表」について、使用期間中の耐用を保証するものではありません。使用に際して修繕等が必要な場合は、運営事業者が費用負担していただきます。さらに、運営事業者の責めに帰すべき事由により、貸与された厨房機器・什器備品等を滅失または損壊させた場合には、運営事業者がその損害を賠償し、現状に回復する責任を負うものとします。

※「運営事業者の責めに帰すべき事由」とは、運営事業者（従業員・関係者等含む。）による故意または過失、管理義務違反、保守点検の不履行、注意義務を怠ったことによって生じた損害を指します。

(10) 経年劣化による建物・設備の傷み・汚れについて

喫茶コーナーには、建物・設備の経年劣化に伴う傷み・汚れがあります。大阪府は原則として、使用許可前、使用許可後に関わらず、これらの経年劣化による傷み・汚れの修復は行いません。

営業事業者がクリーニングや補修等を行おうとするときは、あらかじめ大阪府の承認を得て、営業事業者の負担により行うものとします。

(11) 提供メニュー及び提供価格等

①昼食・軽食及びドリンクの提供は必須とします。施設としてふさわしいメニューを提供するものとします。価格については、大阪府が相談させていただく場合があります。また、「狭山池ダムカレー」の名前で提供する商品を作ることとします。さらに、提供するすべてのメニューを掲示し、アレルギー表示等を行うことに努めてください。

②運営事業者は、利用者の利便性を考慮し、現金支払い及びキャッシュレス決済の両方に対応することを推奨します。なお、キャッシュレス決済に対応するための端末及び決済に係る手数料等の費用は運営事業者の負担とし、キャッシュレス決済の手段及び種類については、事業者の判断により選定してください。

(12) 酒類、タバコ、青少年に有害な図書類等の販売について

酒類、タバコ、青少年に有害な図書類等の販売は禁止します。

(13) 申請・届出等について

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等について

は、すべて営業事業者の負担で行うこととします。

(14) 清潔保持・衛生管理について

営業事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて営業事業者の責任と負担において対応しなければなりません。

衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこととします。

(15) 張り紙・看板等の表示について

使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めません。また、使用許可を受けた場所に張り紙、看板等を表示する場合でも施設の意匠に配慮したデザイン・形状にするものとします。

(16) 維持管理について

使用物件は、最善の注意をもって維持管理するものとします。

(17) その他

狭山池博物館喫茶コーナーの運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に定める「公の施設」内であることを念頭に置きながら、博物館という施設の特性を考慮して行わなければならないものとします。

4 営業の開始について

営業事業者は、大阪府が指定した期日までに喫茶コーナーの営業を開始してください。

5 原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

6 参考データ

- ① 利用可能座席数 約24席 ※社会情勢等により制限を行う場合有。
- ② 喫茶コーナーの売上等の状況（売上額は現事業者の申告額です）

		令和6年10月～令和7年9月※1
売上（1ヶ月当たり）※2		約468千円
光熱水費※2 （1ヵ月あたり）	専用部分電気使用料	約17千円
	専用部分水道使用料	約800円
	共用部分電気使用料	約200円

- ③ 過去2ヵ年の狭山池博物館年間来館者数
[令和6年度実績] 98,061人（1ヵ月半 工事休館） ※3
[令和7年度実績] 87,335人（半年 常設展示室閉鎖） ※4
- ④ 平日、休日（土・日・祝日）における来館者の比率
[令和6年度来館者] 95,010人（11月、12月来館者数をのぞく） ※5
平日 46,423人（49%） 約341人／1日当たり
休日 48,587人（51%） 約534人／1日当たり

※1 令和6年11月1日～12月16日の間及び令和7年6月～9月10日の間は電気工事等に伴い営業せず。

※2 令和6年11月1日～12月16日の間及び令和7年6月～9月10日の間は電気工事等に伴い営業していないため、年間売上を計算する際、令和6年11月、12月、令和7年6月～

8月の実績を除き、7か月の売上を対象に平均値を計算。

※3 令和6年11月1日～12月16の間は電気工事のため閉館。

※4 令和7年10月14日～令和8年3月31の間は、特定天井工事のため常設展示室閉鎖。

※5 令和6年11月1日～12月16の間、電気工事に伴い閉館していたため、来館者比率を計算する際、11月、12月実績を除き、10か月の来館者数を対象に平均値を計算。

7 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府と協議しなければならないものとします。